

5 宗教法人の事務運営の独断専行は許されません。

1 宗教法人の活動領域とその「事務」

宗教法人は宗教活動を主たる目的とする宗教団体が法人となったものです。ところが、宗教活動を行うためには、それに必要な業務が生じます。例えば、礼拝施設などを維持管理したり、必要経費を支出したり、懇志・布施を収納・管理したり、第三者と取引したりすることです。こうした業務を宗教法人の「事務」とよんでいます。

このように考えますと、宗教法人の活動領域は、宗教活動と「事務」の二つに大別されること分かります。そして、宗教法人の「事務」の領域に宗教法人法がかかわり、その運営の仕方を法人の規則が規定しているのです。

宗教活動についてはそれぞれが自由に行って良いことは、いうまでもないことです。



2 宗教法人の「事務」の決め方

宗教法人の「事務」は、法人に置かれている責任役員会やそれぞれの法人が任意に置いた総会、総代会といった機関の議を経て、決定されることとなります。また、場合によっては包括宗教団体の承認等が必要な場合があります。事務を決定する際には、規則で定められた手続を経る必要があります。代表役員が、**独断的に行ってはいけません。**

第十八条

4 責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する。

3 法人の「事務」の執行の仕方

事務の予定が法人として正式に決定されたら、それを**代表役員が法人を代表して忠実に実行（執行）することになります。**代表役員が、その計画の内容に不満を持っていても、規則に従って行われた法人としての意思決定に従って実行しなければならないのは、いうまでもないことです。なお、宗教法人には、宗教活動などに伴って、例えば予算案や決算案を作成したり、収入や支出を記帳したり、財産を管理するなどさまざまな日常の業務があります。

代表役員は、このような法人の内部において行われるいろいろな業務の責任者としての立場にあることも忘れてはいけません。

第十八条

- 5 代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び当該宗教法人を包括する宗教団体が当該宗教法人と協議して定めた規程がある場合にはその規程に従い、更にこれらの法令、規則又は規程に違反しない限り、宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して、当該宗教法人の業務及び事業の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやしくもこれを他の目的に使用し、又は濫用しないようにしなければならない。